

公布した規則一覧

令和5年

公布 番号	規則名
86	杉並区組織規則の一部を改正する規則
87	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
88	杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正する規則
89	杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則
90	杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則
91	杉並区保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
92	杉並区契約事務規則の一部を改正する規則
93	杉並区公契約条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月8日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第86号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3子ども家庭部の部4の項中

杉並区立下高井戸児童館	杉並区下高井戸四丁目19番6号	を
-------------	-----------------	---

削り、同部5の項中

杉並区立子ども・子育てプラザ善福寺	杉並区善福寺一丁目18番9号	を
-------------------	----------------	---

杉並区立子ども・子育てプラザ善福寺	杉並区善福寺一丁目18番9号	に
杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸	杉並区下高井戸四丁目19番6号	

改める。

附 則

この規則は、令和5年9月11日から施行する。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則を公布する。

令和5年9月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第87号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部の施
行期日を定める規則

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例（令和5年杉並
区条例第27号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和5年11月1日
とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第88号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則（昭和58年杉並区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「事項を」を「事項（指定管理者が条例第11条第2号及び第3号に掲げる業務を行わない場合にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3） 管理の業務に係る経費の収支状況（指定管理者が条例第17条第2項に規定する利用料金の収受を行う場合にあつては、当該利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況）

第7条中「管理の」を「同条第2号及び第3号に掲げる」に改める。

別表杉並区立ゆうゆう方南館の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年12月15日から施行する。ただし、第6条及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第89号

杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則（平成26年杉並区規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「効力発生日」の次に「又は認定起算日」を加える。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、区長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項を次のように改める。

2 府令第8条第6号及び第12号に規定する区が定める期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 小学校就学前子どもの保護者のいずれもが府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合（当該小学校就学前子どもの保護者が1人である場合を除く。） 効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する月の末日までの期間又は当該育児休業を終了する日の属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する年度の末日までの期間又は当該育児休業を終了する日の属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

第8条第5項第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学前子どもの保護者のいずれもが府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合（当該小学校就学前子どもの保護者が1人である場合を除く。） 認定起算日から当該育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する月の末日までの期間又は当該育児休業を終了する日の属する月の末日までの

期間のいずれか短い期間

第8条第5項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「効力発生日」を「認定起算日」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「効力発生日」を「認定起算日」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合（前号に掲げる場合を除く。） 認定起算日から当該育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する年度の末日までの期間又は当該育児休業を終了する日の属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第90号

杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則（平成26年杉並区規則第88号）の一部を次のように改正する。

附則別表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1（1）の1の項中「居宅外就労」を「就労」に、「から3の項まで」を「及び2の項」に改め、同表（1）中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から10の項までを1項ずつ繰り上げ、11の項の前に次のように加える。

10	就学・職業訓練	月20日以上就学（通信教育によるもの（区長が保育所等における保育が必要と認める場合を除く。）を除く。以下同じ。）又は職業訓練（通信制によるもの（区長が保育所等における保育が必要と認める場合を除く。）を除く。以下同じ。）	週40時間以上又は月160時間以上の就学又は職業訓練の受講（休憩を含む。以下この項及び11の項において「就学等」という。）を常態とする場合	20
		月16日以上就学又は職業訓練	週32時間以上又は月128時間以上の就学等を常態とする場合	18
		月12日以上就学又は職業訓練	週24時間以上又は月96時間以上の就学等を常態とする場合	16
			週20時間以上又は月80時間以上の就学等を常態とする場合	14
			週16時間以上又は月64時間以上の就学等を常態とする場合	12
			週12時間以上又は月48時間以上の就学等を常態とする場合	10

	就学期間が6箇月以上である専修学校、大学若しくは大学院（卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となるものに限る。以下「専修学校等」という。）に就学し、又は訓練期間が6箇月以上である職業訓練を受けている場合	18
	就学期間が6箇月未満である専修学校等に就学し、又は訓練期間が6箇月未満である職業訓練を受けている場合	15
	その他大学又は大学院に就学している場合	12
	その他就学している場合	8

別表第1（1）の11の項を次のように改める。

11	就学・職業訓練の予定	月20日以上就学又は職業訓練の予定	週40時間以上又は月160時間以上の就学又は職業訓練の受講を常態とする場合	16
		月16日以上就学又は職業訓練の予定	週32時間以上又は月128時間以上の就学等を常態とする場合	15
		月12日以上就学又は職業訓練の予定	週24時間以上又は月96時間以上の就学等を常態とする場合	14
			週20時間以上又は月80時間以上の就学等を常態とする場合	12
			週16時間以上又は月64時間以上の就学等を常態とする場合	10
			週12時間以上又は月48時間以上の就学等を常態とする場合	8
		就学期間が6箇月以上である専修学校等に就学し、又は訓練期間が6箇月以上である職業訓練を受ける予定の場合	14	
		就学期間が6箇月未満である専修学校等に就学し、又は訓練期間が6箇月未満である職業訓練を受ける予定の場合	12	
		その他大学又は大学院に就学する予定の場合	10	
		その他就学する予定の場合	7	

別表第1（1）備考1に次のただし書を加える。

ただし、申込みの日において、現に就労せず、若しくは就学せず、又は職業訓練を受けていない場合にあつては、この表の2の項又は11の項の規定を適用し、この表の1の項又は10の項の規定は、適用しない。

別表第1（2）の1の項中「府令」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）」に改め、同表（2）の15の項を次のように改める。

15	申込みの日現在、保護者（教育・保育給付認定に係る事由が府令第1条の5第1号に掲げる事由である者に限る。）のいずれもが育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法令に基づく育児休業の対象とならない者として区長が認める者である場合（0歳児から2歳児までに係る保育の利用の申込みの場合に限る。）	0歳児に係る保育の利用の申込み	4
		1歳児及び2歳児に係る保育の利用の申込み	2

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の附則別表、別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の保育の利用に係る改正後の第1条に規定する利用調整から適用し、同年3月31日以前の保育の利用に係る改正前の第1条に規定する利用調整については、なお従前の例による。

杉並区保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第91号

杉並区保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区保育料等に関する条例施行規則（平成27年杉並区規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「特定被監護者等（、「をいう。以下同じ。）」及び「1人」を削り、「の額は、条例第3条第2項第2号の規定により算定される額に0.5を乗じて得た額」を「は、無料」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

別表第2備考3中「第3条第1項の規定の適用を受ける場合にあってはこの表の条件番号5の規定、」を削り、「この表の条件番号6」を「、この表の条件番号6」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び別表第2の規定は、令和5年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第92号

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則

杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「10分の9から10分の7まで」を「100分の92から100分の75まで」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

杉並区公契約条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第93号

杉並区公契約条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区公契約条例施行規則（令和2年杉並区規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

（9） 学童クラブ運営業務に関する契約

（10） 放課後等居場所事業運営業務に関する契約

第3条第6号の次に次の1号を加える。

（7） 放置自転車撤去移送業務に関する契約

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。